

はじめに

1 本マニュアルの作成の背景

平成 24 年 7 月に固定価格買取制度が始まってから、長野県内では急速に再生可能エネルギーの導入が進んでいます。平成 26 年度末時点での再生可能エネルギーの発電設備容量は 67.9 万 kW となり、平成 22 年度と比べますと、実に 57.9 万 kW、540.6%の増となっています。

特に太陽光発電については、全体の 98.7%を占め、県内の再生可能エネルギーの推進を牽引している一方、地域住民の景観や防災、環境影響への懸念、さらには開発事業者による地域との調整不足等もあり県下各地でトラブルが発生しています（後掲「5 太陽光発電事業のトラブル要因」参照）。

市町村及び県では、これまで地域が取り組む再生可能エネルギー事業に対して各種支援を実施してきましたが、再生可能エネルギーであっても、自然環境に大きな負荷を与えるものであったり、防災上懸念を生じさせるものであってはなりません。また、開発事業者が市町村や地域に対して丁寧に説明を行い、地域住民の理解の下に事業を進めることが重要です。

このようなことから、県では、平成 27 年 9 月に林地開発許可基準である「流域開発に伴う防災調整池等技術基準」を改定するとともに、10 月には環境影響が懸念される一定規模以上の太陽光発電建設を県環境影響評価条例の対象とする改正を行いました。

また、いくつかの市町村においては、独自に条例や規則、ガイドラインを設け、発電設備設置事業の届出の義務などを規定するなど、地域の実情に応じた取組をしているところです。

しかし、依然として対応に苦慮している市町村も多いことから、平成 27 年 5 月に 21 市町村及び県関係部局を構成員とした「太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議」を設置し、太陽光発電施設に係る意見交換や対応策（市町村対応マニュアル、市町村条例モデル案の策定）の検討を行ってきたところです。

2 活用に当たっての留意点

この対応マニュアルは、太陽光発電施設の建設にあたって、条例や要綱等が無く、どのように対応したらよいか分からない市町村の参考資料として、太陽光発電事業のあらゆる場面の対応を想定し整理したものです。

このため、当然のことながら実際の対応に当たっては、市町村の条例や要綱等が優先されることから、市町村に対してこの内容を強制するものでもありません。

また、市町村条例モデル案についても、今後新たに条例を制定したいと考えている市町村、又は既に制定している条例を見直したいと考えている市町村において参考となるよう作成したものです。またこのモデル案は、再生可能エネルギー事業に関する県の考え方をベースに作成していることから、市町村によっては実情に合わない条項もあるかと思われますので、活用に当たっては十分内容を検討していただくことが必要ですし、市町村に対して条例等の制定を強制するものではありません。

なお、発電事業者におかれましては、この対応マニュアルを参考にいただき、地域と調和した事業を進めていただくようお願い申し上げます。

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 108 号、以下「再エネ特措法」。）の改正規定が平成 29 年 4 月 1 日から施行されるため、該当部分には注釈を付してあります。また、今後の経済産業省令の改正についても、順次対応マニュアルに反映していく予定です。